

比重選別機一式のリース契約に係る入札説明書

(内訳)

■入札説明書

・様式第1～6号

■要求仕様書

■契約書（案）

令和8年7月

大分県農林水産研究指導センター

農業研究部水田農業グループ

比重選別機一式のリース契約に係る入札公告に基づく一般競争入札については、地方自治法、地方自治法施行令、大分県契約事務規則等、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

入札に参加する者は下記事項を熟知のうえ入札しなければならない。

この場合において、当該仕様等について疑義がある場合は、10に掲げる部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1 公告日

令和8年7月17日（金）

2 競争入札に付する事項

(1) 業務内容

「要求仕様書」のとおり

(2) 契約期間

令和9年3月1日～令和16年2月28日（84ヶ月）

（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

ただし、契約締結日から令和9年2月28日までの期間は、搬入、調整及び試験運用期間とし、この期間の賃借料は発生しないものとする。

(3) 納入期限及び納入場所

「要求仕様書」のとおり

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本件入札は、大分県共同利用型電子入札システム（以下、「電子入札システム」という。）で行い、紙による入札は事前に承認を得て認めるものとする。

また、入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

4 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（以下、「競争入札参加資格」という。）を取得している者であること。

(3) 事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

(4) この公告の日から8に掲げる開札の日時までの間に、競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。

(5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原

- 材料の購入契約等を締結している者
カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

5 入札方法

- (1) 本案件は、一般競争入札により行う。
- (2) 入札金額は、消費税及び地方消費税抜きの月額の賃借料とする。見積にあたっては 84 月賃貸借料率で計算し、月額賃借料を算定すること。
- (3) 落札決定にあたっては、入札金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額の 1 円未満は切捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する月額金額を入力すること。
- (4) 入札は、所定の入札書により、本人又はその代理人が行うこと。本人入札の場合は第 1 号様式、代理人入札の場合は第 2 号様式によること。代理人入札で入札書に代表者氏名の記載が無い場合は、その入札書は無効とする。
- (5) 代理人入札の場合は、入札前に委任状（第 3 号様式）を提出すること。
- (6) 入札説明書及び仕様書等に特段の定めがない事項については、大分県契約事務規則（昭和 39 年 3 月 31 日大分県規則第 22 号）の規定を準用する。
- (7) 印鑑は、いわゆるシャチハタ等のインキ浸透印は使用不可である。

6 入札参加申請の申請期限及び方法

- (1) 申請期限 令和 8 年 7 月 28 日（火）午後 5 時
- (2) 方 法 電子入札システムによる。なお、紙入札で参加しようとする場合は、6(1)に掲げる期日までに、大分県電子入札運用基準（物品・役務）6—1 に定める「紙入札（見積）参加届出書」（様式第 2 号）を 10 の部局に 2 部提出して承認を得るものとする。

7 入札書の提出期限及び方法

- (1) 提出期限 令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 5 時
- (2) 方 法 電子入札システムによる。なお、紙による入札参加を希望する者は、入札書を封筒に入れ、封筒の表面に宛名及び入札件名を記入したうえ、7(1)に掲げる期日までに 10 の部局に提出すること。

8 開札の予定日時及び方法

- (1) 予定日時 令和 8 年 8 月 5 日（水）午前 10 時
- (2) 開札方法 電子入札システムによる。

9 再入札

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、地方自治法施行令第 167 条の 8 第 4 項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、入札金額入力期限及び開札日時を別途通知するものとする。

10 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県農林水産研究指導センター農業研究部水田農業グループ

〒872-0103
大分県宇佐市大字北宇佐 65
電 話：0978-37-1160
F A X：0978-37-1898
メール：a15084@pref.oita.lg.jp

- 11 契約条項を示す場所及び日時
大分県ホームページ上に令和 8 年 8 月 4 日（火）午後 5 時まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。
- 12 入札保証金に関する事項
大分県契約事務規則第 20 条第 3 項第 2 号の規定により免除する。
- 13 契約保証金に関する事項
 - (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。
 - ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行契約保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
 - イ 過去 2 年間に国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上締結するとともに、これらを全て誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
 - (2) (1)のアに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、落札決定の日から 7 日以内（大分県の休日定める条例（平成元年大分県条例第 21 号）第 1 条第 1 項の規定する県の休日を除く。）に提出すること。
 - (3) (1)のイに掲げる契約保証金の納付の免除のための書類を提出する場合は、次のアからウにより提出すること。（「契約保証金免除申請書」（第 4 号様式）参照）
 - ア 提出期限
落札決定の日から 7 日以内（大分県の休日定める条例第 1 条第 1 項の規定する県の休日を除く。）
 - イ 提出場所
上記 10 と同じとする。
 - ウ 提出方法
アに掲げる期限までに、イに掲げる場所に持参すること。ただし、持参できないときは、イに掲げる場所にアに掲げる日時までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
 - (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。
- 14 入札説明会
実施しない
- 15 落札者の決定方法
 - (1) 有効な入札書を提出した者で、大分県契約事務規則第 23 条の規定により作成さ

れた予定価格の範囲内の価格で、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札しない場合は、再度入札を1回まで行う。
- (4) 再入札で落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約に移行する。

16 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨又は日本国通貨を単位とする金額

17 入札の無効

大分県契約事務規則第27条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

18 最低制限価格に関すること 設定しない

19 入札説明書等に対する質疑

この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（第5号様式）を次のアからオにより提出すること。

- ア 提出期限
令和8年7月27日（月）午後5時
- イ 提出場所
上記10に掲げる担当部局
- ウ 提出方法
アに掲げる期限までに、イに掲げる電子メールアドレスに電子メールで質問票を添付する形で提出すること。電子メールを送付した場合は送付した都度、イに掲げる電話番号にメールの到達確認を行うこと。
- エ 提出された質問票の回答時期
回答は、令和8年7月28日（火）午後5時までにを行うこととする。
- オ 質問・回答内容の共有
回答内容については質問者以外の入札参加者全員にも質問者名を伏せた上で随時送付する。ただし、入札参加資格が不認定となった者については不認定の決定以降は送付しない。

20 契約書の作成

落札者決定通知の日から7日以内（大分県の休日を定める条例第1条第1項の規定する県の休日を除く。）に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印の上、上記13に掲げる契約保証金若しくは上記13(1)のア又はイに掲げる事項を証明する書類を添えて提出すること。

また、「課税事業者届出書（第6号様式）」も同様に提出すること。